

建築生産設計協力会慶弔規定

(目的)

第1条 本規程は、正会員担当者及び職員に慶弔があったときの慶弔見舞金および供花等の支給基準を定めることを目的とする。

(定義及び適用範囲)

第2条 本規定における対象者の定義は、次に各号に定める通りとする。

- (1) 担当者 正会員企業より登録された担当者。
- (2) 職員 事務局職員およびそれに準ずる者
- (3) 会社代表者 正会員企業・賛助会員企業の代表取締役およびそれに準ずる者で会長が認めた者
- (4) 協力会関係者 協力会の活動に賛同いただき協力いただいている、建設業界や学校関係者などで会長が認めた者

(結婚祝金)

第3条 「別表 1」における対象者が結婚したときは、「別表 1」による結婚祝金の支給、並びに祝電を打電する。

(死亡による弔意金)

第4条 「別表 2」における対象者が死亡したときは、「別表 2」による弔慰金の支給、並びに弔電を打電し、対象者の了解を得たうえで、供花を献じ弔使を送る。

(家族死亡による弔慰金)

第5条 「別表 3」における対象者が死亡したときは、「別表 3」による弔電を打電し、対象者の了解を得たうえで、供花を献じる。

(届出)

第6条 受給権者は、事実を証明する書類（結婚招待状、会葬礼状等の写し）を速やかに事務局へ届け出なければならない。

附則

1 令和8年4月21日規定施行

慶弔規定別表

別表1（結婚）

対象者	祝金	祝電
担当者本人・職員	30,000 円	会長 1 通

別表2（本人の死亡）

対象者	弔慰金	弔電	生花・盛花	弔使
担当者本人 ・職員	30,000 円	会長 1 通	いずれか 1	会長 若しくは副会長
会社代表者	10,000 円	会長 1 通	いずれか 1	-
協力会関係者	会長指示による	会長指示による	会長指示による	会長指示による

別表3（担当者・職員家族の死亡）

対象者	弔電	生花・盛花
配偶者・子女・実父母	会長 1 通	いずれか 1